

第6回 八戸市公契約制度研究会議

（日時：令和元年10月9日（水）13:30
場所：八戸市庁本館3階 議会第三委員会室）

次 第

1 開会

2 座長挨拶

3 案件

（1）制度方針（案）について

資料1

（2）（仮称）八戸市公契約条例（案）について

資料2

4 その他

5 閉会

（配付資料）

資料1 制度方針（案）について

P1～P6

資料2 （仮称）八戸市公契約条例（案）について

P7～P13

資料 1

制度方針(案)について

制度方針（案）について

（１）制度内容

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、及び元請・下請関係の適正化を図るため、事業者から労働環境に関する報告を求め、確認を行う他、必要に応じて調査等を行う。

（２）対象契約・適用労働者

対象契約 ・ 予定価格 1 億 5 千万円以上の工事請負契約

適用労働者 ・ 対象案件を受注した元請業者、及び元請業者と下請契約を締結した一次下請業者

※労働環境の報告等を明記した特約条項を契約締結時に契約書に添付する。

（３）具体的な確認手続きについて（一連の手続は資料 4 頁～ 5 頁のフローのとおり）

①労働環境報告書による確認（資料 3 頁）

報告対象：元請業者、一次下請業者

報告時期：契約締結の日から 14 日以内（「14 日」は他自治体の例を参考に設定）

※元請業者は、一次下請業者分についても、下請契約を締結後 14 日以内に市へ報告する。

※元請業者の内容確認は不要だが、一次下請業者への条例の趣旨説明、及び遵守指導が必要

※市への報告後、内容に変更が生じた場合、及び新たな下請契約を締結した場合も同様とする。

確認内容：「労働条件」「安全衛生」「賃金」等の労働環境、及び対象工事に従事する労働者における最低の賃金単価（※）について確認を行う。

※報告書に記載を求めるのは、実際の支払金額ではなく、時給換算した最低の賃金単価であることから、計算に要する時間等を考慮し、契約日から 14 日以内の報告とする。

②賃金台帳（写し）による確認 ※事業所ごとの任意様式

報告対象：元請業者

報告時期：当該工事に関する労働賃金を最初に支払った月の翌月 10 日迄（「翌月 10 日」は他自治体の例を参考に設定）

※報告は市・事業者の事務負担を考慮し、初回のみとする。

※市への報告後、内容に変更が生じた場合も同様とする。

※賃金台帳は賃金支払の都度記入することが義務付けられており、仮に、月末払いであっても余裕をもって提出できることから、翌月 10 日迄とする。

確認内容：当該工事に従事する自社労務者全員分の賃金台帳の提出を求め、

- ・ 報告書に記載された賃金単価が最低であるか
 - ・ 実際の賃金額が最低賃金額以上であるか
- について確認を行う。

(4) 指名停止措置について

【今後の検討事項（案）】

- ・どのような場合に指名停止となるのか。
 - 例) ・一次下請業者の報告が書面上は適正となっていたが、実際は、虚偽報告であった場合の元請業者の措置の有無
 - ・元請業者が適正な管理・指導を行っていたにも関わらず、一次下請業者の責任で問題が発生した場合の元請業者の措置の有無
- ・指名停止期間をどの程度とするか。
 - ⇒他自治体の指名停止要領等を参考に、今後検討する。
 - ※検討にあたっては、前回（第5回）の意見を踏まえ、**元請業者が不条理な理由により、指名停止措置の対象とならないよう配慮**する。

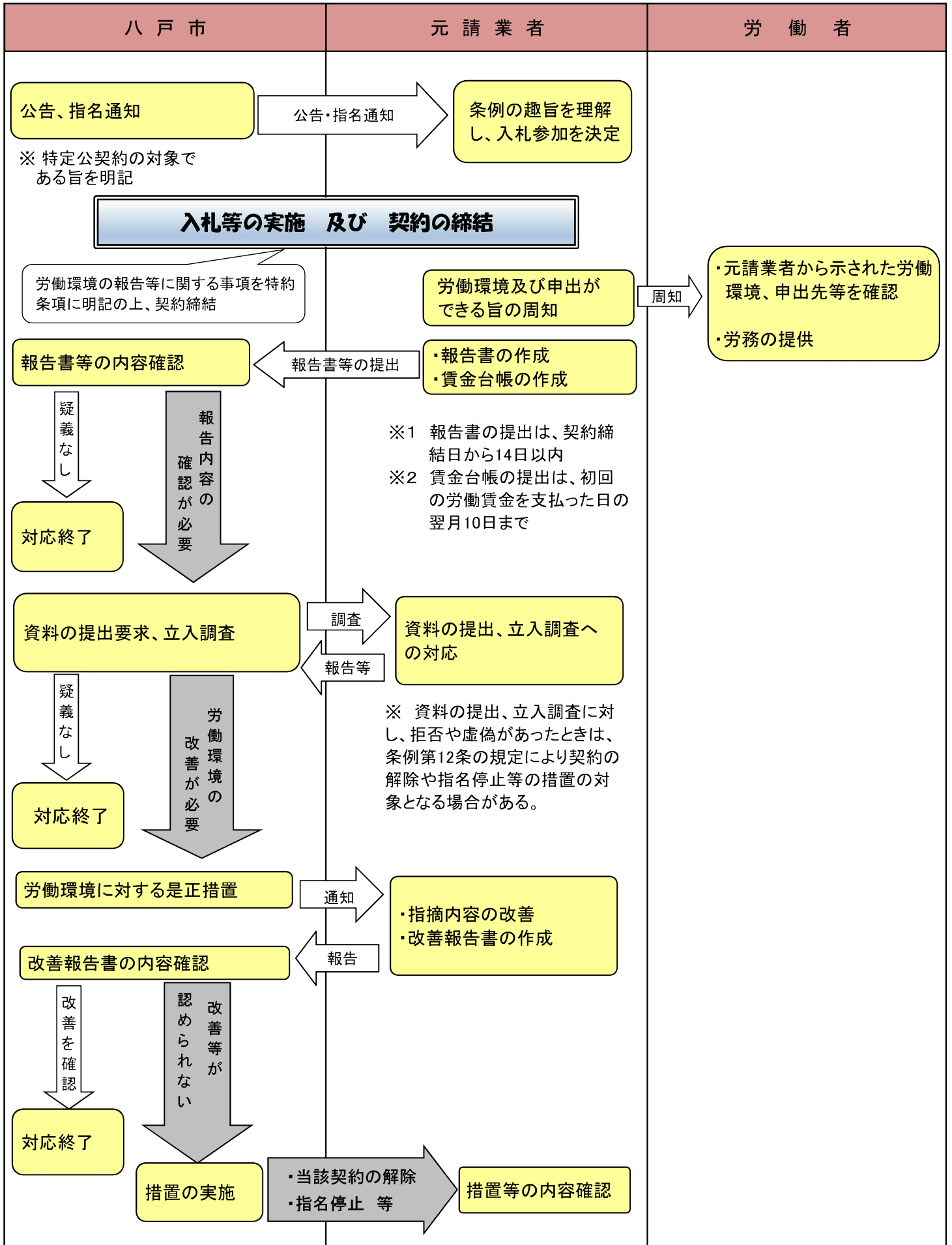
労働環境報告書

契約件名(工事名)			
受注者等 (受注者・下請負者)	(住 所)		
	(商号又は名称)		
	(代表者氏名)		印

1. 法定帳簿の整備	
法定3帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)が整備されていますか。	はい ・ いいえ
2. 労働条件	
ア 就業規則、労働契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい ・ いいえ
イ 時間外及び休日の労働に関する協定(36協定)を労働基準監督署に届け出ていますか。	はい ・ いいえ
ウ 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また労働者に周知していますか。 (常時10人以上の労働者を使用する場合に限る。) 周知方法【1.掲示・備え付け 2.交付 3.その他()】	はい ・ いいえ ・ 対象外
エ 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面等で明示していますか。	はい ・ いいえ
3. 労働時間	
ア 労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録していますか。	はい ・ いいえ
イ 休日及び年次有給休暇を適切に付与していますか。	はい ・ いいえ
4. 安全衛生	
ア 安全衛生管理体制は、適正に整備・運用していますか。	はい ・ いいえ
イ 事故報告書等の記録・報告など、業務災害への対策は適正に行っていますか。	はい ・ いいえ
ウ 労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施していますか。	はい ・ いいえ
5. 各種保険等	
ア 労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等の手続を適正に行っていますか。	はい ・ いいえ
イ 建設業退職金共済制度又はこれに類似する退職金制度への加入等の手続を適正に行っていますか。	はい ・ いいえ
6. 賃金	
ア 賃金台帳等により適正に計算された給与を毎月、一定の期日を定めて通貨で支払っていますか。	はい ・ いいえ
イ 時間外・休日・深夜勤務等がある場合、割増賃金を適正に支払っていますか。	はい ・ いいえ
ウ 最低賃金法に定める青森県の地域別最低賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。	はい ・ いいえ
エ 本工事に従事する労働者の賃金について最低の賃金単価(時給)はいくらですか。	職種： 賃金： 円/h
7. 下請契約(当該工事について下請契約等があった場合のみ回答) <input type="checkbox"/> 対象外	
ア 下請契約等を行う場合、協議により代金を決定し、書面による契約締結を行いましたか。	はい ・ いいえ
イ 下請代金について、工事完了後に契約書等の定めにより、速やかに支払いを行いましたか。または、行う予定ですか。	はい ・ いいえ
(その他特記事項) ※上記チェック項目で「いいえ」がある場合は、該当する項目番号と理由を記載すること	

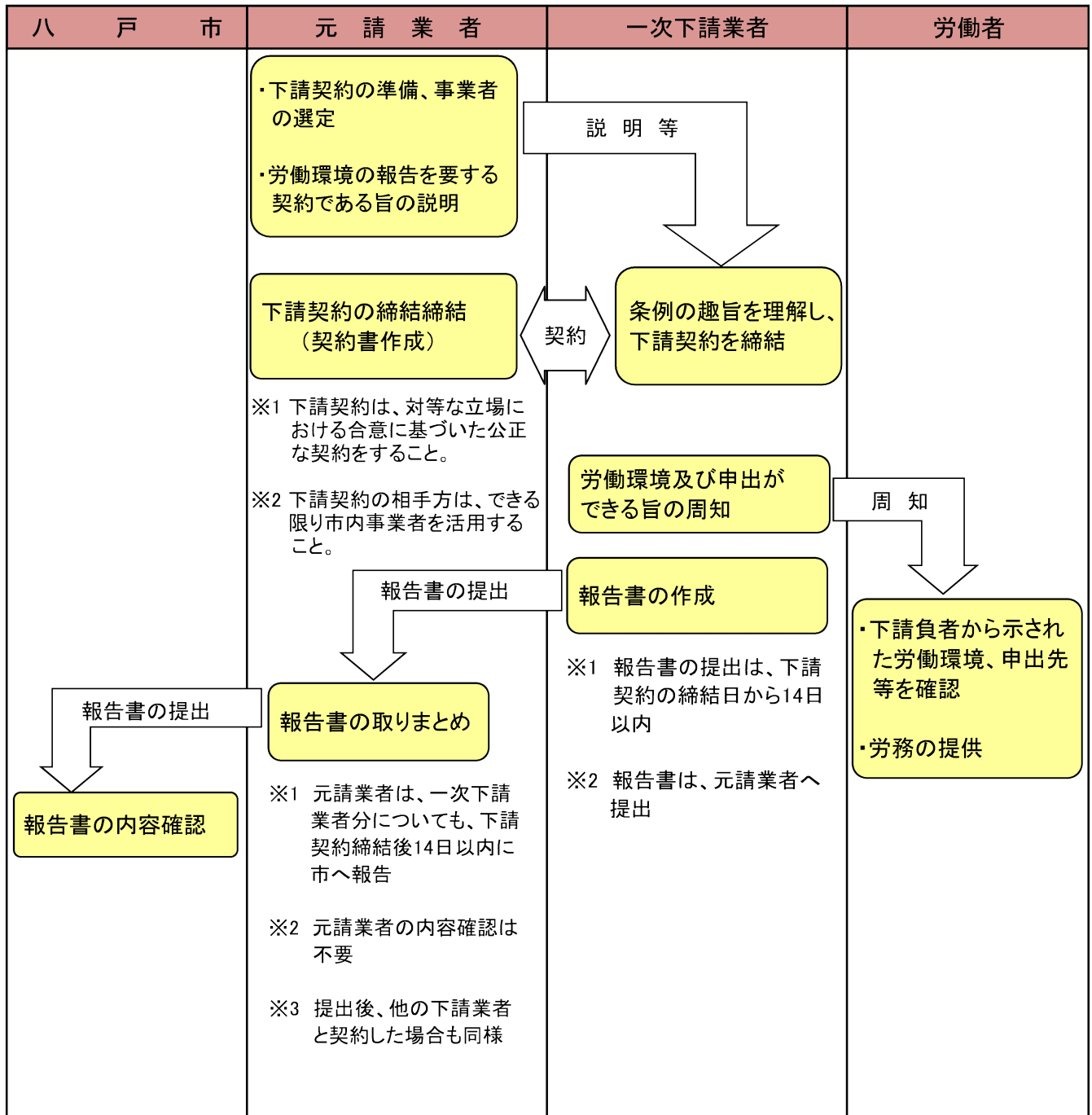
【労働環境の報告に関する事務フロー】

※報告書＝労働環境報告書



【下請契約を行う場合の事務フロー】

※報告書＝労働環境報告書



労働環境報告書提出後の事務取扱い 資料4頁「労働環境の報告に関する事務フロー」による。

- ※1 一次下請業者に対して改善指導を行う場合は、元請業者を介して行う。
一次下請業者が労働環境の改善報告を行う場合も、元請業者を介して市へ報告する。
- ※2 一次下請業者の改善内容が不十分である場合、及び改善が見られない場合は、元請業者・一次下請業者双方の責任とし、指名停止措置の検討を行う。
(一次下請業者については当市の登録業者の場合にのみ検討)

資料 2

(仮称)八戸市公契約条例(案)について

(仮称) 八戸市公契約条例 (案) について

(1) 前回 (第5回) 会議での意見

【元請業者の連帯責任について】

- ・元請業者として、一次下請業者に対する指導・監督責任を行使し得ない場合があり、そのような事情が考慮されず、指名停止となれば元請業者の理解は得られないのではないか。
- ・元請業者が不条理な責任を負わないよう何らかの配慮が必要である。
⇒資料2頁で説明済

【適正な工期の設定について】

- ・制度の円滑な実施のため、適正な工期を設定すべきである。
⇒条例第4条「市の責務」において、「契約の規模、履行の難易、労働者の労働環境の確保等を踏まえ、適正な履行期間を設定すること」と明記されている。

【公契約条例について】

- ・第3条「基本方針」の条文に明確な主語を明記すべきではないか。
(変更前) 公契約は、次に掲げる事項を基本として締結し、履行されなければならない。
(変更案) 公契約は、**市及び受注者等の双方**が次に掲げる事項を基本として締結し、履行されなければならない。

(2) 今後のスケジュールについて (案)

年 度	内 容
令和元年度	・ (仮称) 八戸市公契約条例施行規則の整備 ・ 事業者向け研修会の開催 (有識者の講演会、制度概要案の説明)
令和2年度	・ パブリックコメントの実施 ・ 条例案の議会への提出 ・ 事業者への制度周知 (制度説明会 (※) を開催)
令和3年度	・ 条例の施行 (制度開始)

※制度説明会時は資料11頁～13頁の「(仮称)八戸市公契約条例の手引き(イメージ案)」を活用する。

(仮称) 八戸市公契約条例 (案)

本条例案は、研究会議で検討した内容であり、今後、この案を基に、市内部での検討結果や、パブリックコメントの結果等を踏まえ、内容を調整する予定です。

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、労働者等の適正な労働環境の確保を図り、もって公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）と市が締結する公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 特定公契約 公契約のうち、別に定める種類及び金額の要件に該当するものをいう。
- (3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (4) 下請負人 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者をいう。
- (5) 受注者等 受注者及び下請負人をいう。
- (6) 下請契約等 次に掲げる契約をいう。
 - ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う契約
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、自己の雇用する労働者を受注者又は下請負者へ派遣し、公契約に係る業務に従事させることを内容とする契約
- (7) 労働者等 次に掲げる者のうち、規則で定めるものをいう。
 - ア 受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
 - イ 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者
 - ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者等との請負契約により公契約に係る業務に従事する者
- (8) 労働環境 公契約に係る業務に従事する労働者等の労働条件（職場における安全衛生、労働賃金、労働時間等）をいう。

(基本方針)

第3条 公契約は、市及び受注者等の双方が次に掲げる事項を基本として締結し、履行されなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 契約内容の適正な履行及び品質を確保すること。
- (3) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- (4) 市内事業者の育成及び活用に資すること。

(市の責務)

第4条 市は、次に掲げる事項等に留意し、公契約に関する施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 労務及び資材等の取引価格等を考慮した積算に基づき、適正な予定価格を定めるとともに、契約の規模、履行の難易、労働者の労働環境の確保等を踏まえ、適正な履行期間を設定すること。
- (2) 公契約の締結後、やむを得ない事由により設計図書を見直す必要が生じた場合で、契約金額又は履行期間に変動が生じる場合は、契約の相手方と契約金額又は履行期間を変更する契約を締結すること。
- (3) 地域経済の健全な発展に配慮し、市内事業者の受注機会の確保に努めること。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働環境を確保しなければならない。

2 受注者等は、次に掲げる事項等に留意し、公契約を適正に履行するとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

- (1) 適正な価格による契約を締結すること。
- (2) 公契約の履行における、市内事業者の積極的な活用を図ること。
- (3) 下請負人との契約に当たっては、下請負人との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結すること。

(労働環境等の報告)

第6条 受注者等は、自らが締結した公契約が規則で定める範囲の契約（以下「特定公契約」という。）に該当するときは、市長に対し、規則で定めるところにより、労働者等の適正な労働環境を確保するための取組について必要な報告を行わなければならない。

(労働者等への周知)

第7条 受注者等は、特定公契約に従事する労働者等に対し、次に掲げる事項について業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付すること等により労働者等に周知しなければならない。

- (1) 条例が適用される公契約の名称
- (2) 第8条の規定による申出をする場合の申出先
- (3) 第8条の規定による申出を行った労働者等への不利益な取扱いの禁止

(労働者等の申出等)

第8条 公契約のうち特定公契約に従事する労働者等は、受注者等が関係法令又はこの条例に違反している疑いがあるときは、市長にその旨を申し出ることができる。

(不利益な取扱いの禁止)

第9条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告の要求及び立入調査)

第10条 市長は、第8条の規定による申出があったとき、その他この条例の規定に違反している疑いがあるときは、受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

(是正措置)

第11条 市長は、前条の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等がこの条例に違反していると認めるときは、当該受注者等に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 受注者等は、前項に規定する措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、市長が指定する期日までに当該措置の内容を市長に報告しなければならない。

(公契約の解除等)

第12条 市長は、受注者等が次のいずれかに該当するときは、公契約の解除又は指名停止等の必要な措置を行うことができる。

(1) 第10条の規定による報告又は資料の提出がないとき、又は、同条の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 前条の規定による是正措置を講じないとき又は報告された是正内容では指導に対する是正が図られないと認めるとき。

2 前項の規定により市に損害が生じたときは、受注者等はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定により公契約を解除したときは、その旨を公表するものとする。

2 公表する事項及び方法については、規則で別に定める。

(仮称) 八戸市公契約条例の 手引き (イメージ案)

(手引き案) 目 次

- 1 条例制定の背景・経緯
- 2 条例の概要（資料 13 頁）
- 3 条例の目的
- 4 基本方針
- 5 市の責務
- 6 受注者等の責務
- 7 適用範囲
- 8 適用労働者等への範囲
- 9 賃金台帳・労働環境報告書の作成・提出
- 10 労働者等への周知
- 11 労働者等の申出
- 12 報告・立入調査
- 13 公契約の解除等
- 14 公表

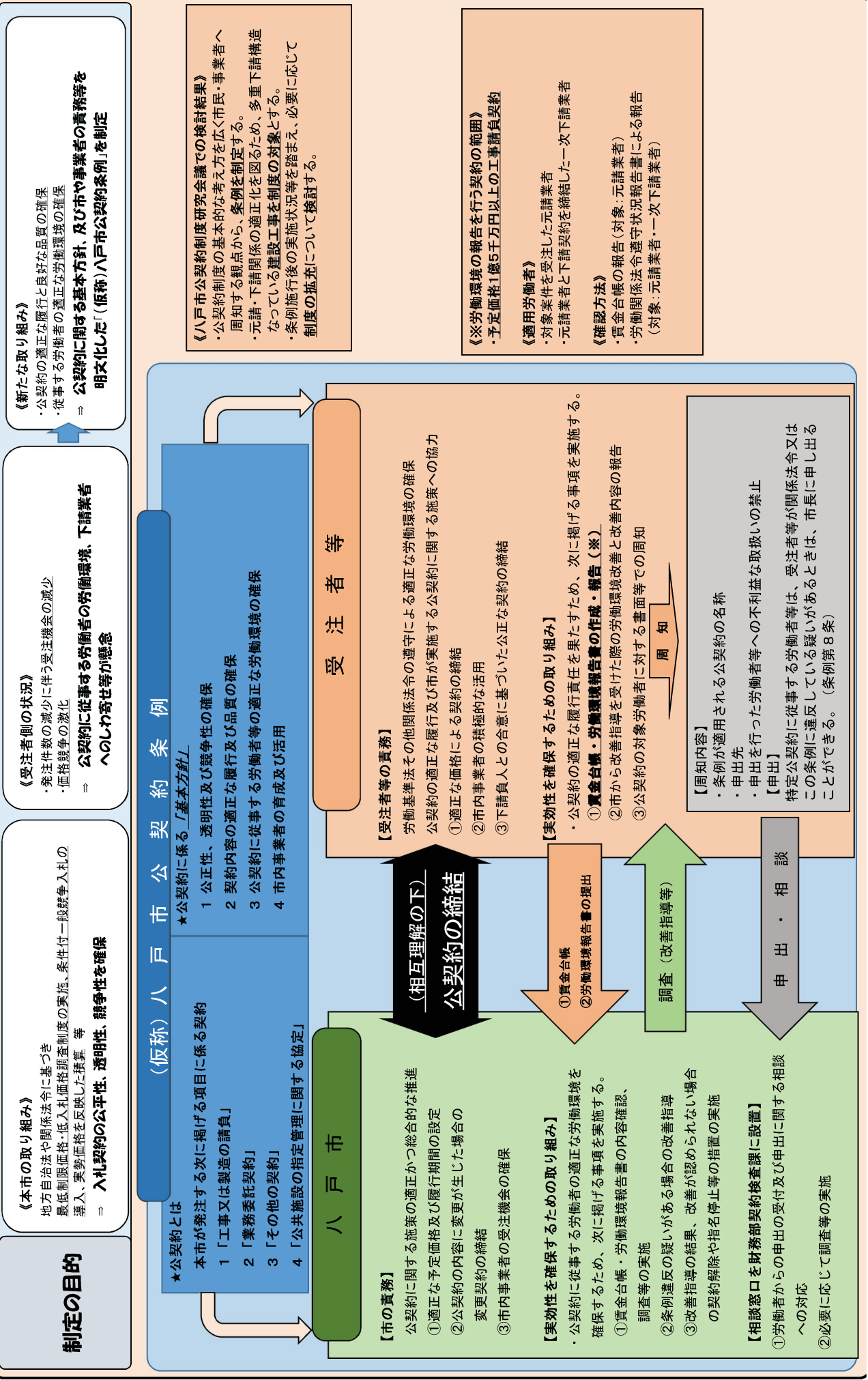
《資料・様式集》

- 資料 1 労働環境報告書
- 資料 2 労働環境報告書（記入例）
- 資料 3 労働環境報告書に関する解説（※時給換算の方法等）
- 資料 4 労働環境の報告及び下請契約を行う場合の事務フロー
- 資料 5 労働環境申出書（※労働者等が市に申し出る際の様式）
- 資料 6 労働環境の是正を求める通知書
- 資料 7 労働環境是正報告書
- 資料 8 申出者に対する調査是正措置等報告書（※申出者に対する市からの報告の際の様式）
- 資料 9 労働者等への周知例
（※労働者等に対し、条例に基づく申出が可能である旨を周知する際の参考例）

《条例・規則等》

- （仮称）八戸市公契約条例
- （仮称）八戸市公契約条例施行規則
- （仮称）八戸市公契約条例に係る特約条項

～ (仮称)八戸市公契約条例の概要～



《本市の取り組み》
 地方自治法や関係法令に基づき、最低制限価格・低入札価格調査制度の実施、条件付一般競争入札の導入、実勢価格を反映した積算等
 ⇒ **入札契約の公平性、透明性、競争性を確保**

《受注者側の状況》
 ・発注件数の減少に伴う受注機会の減少
 ・価格競争の激化
 ⇒ **公契約に従事する労働者の労働環境、下請業者へのしわ寄せ等が懸念**

《新たな取り組み》
 ・公契約の適正な履行と良好な品質の確保
 ・従事する労働者の適正な労働環境の確保
 ⇒ **公契約に関する基本方針、及び市や事業者の責務等を明文化した「(仮称)八戸市公契約条例」を制定**

(仮称)八戸市公契約条例
 ★公契約に係る「基本方針」
 1 公正性、透明性及び競争性の確保
 2 契約内容の適正な履行及び品質の確保
 3 公契約に従事する労働者等の適正な労働環境の確保
 4 市内事業者の育成及び活用

【市の責務】
 公契約に関する施策の適正かつ総合的な推進
 ① 適正な予定価格及び履行期間の設定
 ② 公契約の内容に変更が生じた場合の変更契約の締結
 ③ 市内事業者の受注機会の確保

【受注者等の責務】
 労働基準法その他関係法令の遵守による適正な労働環境の確保
 公契約の適正な履行及び市が実施する公契約に関する施策への協力
 ① 適正な価格による契約の締結
 ② 市内事業者の積極的な活用
 ③ 下請負人との合意に基づいた公正な契約の締結

【実効性を確保するための取り組み】
 ・公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、次に掲げる事項を実施する。
 ① 買金台帳・労働環境報告書の内容確認、調査等の実施
 ② 条例違反の疑いがある場合の改善指導
 ③ 改善指導の結果、改善が認められない場合の契約解除や指名停止等の措置の実施

【相談窓口を財務部契約検査課に設置】
 ① 労働者からの申出の受付及び申出に関する相談への対応
 ② 必要に応じて調査等の実施

【周知内容】
 ・条例が適用される公契約の名称
 ・申出先
 ・申出を行った労働者等への不利益な取扱いの禁止

【申出】
 特定公契約に従事する労働者等は、受注者等が関係法令又はこの条例に違反している疑いがあるときは、市長に申し出ることができる。(条例第8条)

《八戸市公契約制度研究会議での検討結果》
 ・公契約制度の基本的な考え方を広く市民・事業者へ周知する観点から、条例を制定する。
 ・元請・下請関係の適正化を図るため、多重下請構造となっている建設工事を制度の対象とする。
 ・条例施行後の実施状況等を踏まえ、必要に応じて制度の拡充について検討する。

《※労働環境の報告を行う契約の範囲》
 ・予定価格1億5千万円以上の工事請負契約

《適用労働者》
 ・対象案件を受注した元請業者
 ・元請業者と下請契約を締結した一次下請業者

《確認方法》
 ・買金台帳の報告(対象:元請業者)
 ・労働関係法令遵守状況報告書による報告(対象:元請業者・一次下請業者)